

「官許・官准」新聞の成立と機能

——明治二年（一八六九）刊『中外新聞』を軸に——

寺島 宏貴

はじめに

日本の初期新聞メディアは戊辰戦争の展開にあわせ、慶応四年（一八六八）二月以降に発刊された。各新聞は、柳河春三の『中外新聞』を始めとして、主に旧幕府の洋学研究機関である開成所の知識人が編集した。このメディアは同時代の「公議」「公論」という象徴を使い、新政府へ徳川氏の復権を要求した⁽¹⁾。「賊」となった側の処遇は、天下の諸大名とともに「公論」によつて決すべしとの訴えである。しかし『江湖新聞』上での福地源一郎の筆禍に端を発し、わずか四カ月ほどで東京市政裁判所により出版停止に追い込まれている。徳川家、あるいは会

津寛典の建白書の掲載をもつて政府批判を繰り返しながら、種々の「虚説」を流し、社会を混乱させた廉であつた。ところが各紙は、翌二年（一八六九）三月に政府の許可を得て、新たに「官許」「官准」を誌名に冠し再刊される。官の規制下で再生メディアとして登場した種々の官許新聞は、ジャーナリズムとしての活力＝反権力性を失つたメディアと評価される傾向にある。「佐幕的傾向の記事は全く跡を絶ち、新政府の施策を謳歌」し⁽²⁾、政府系新聞への対抗性を喪失したメディアとして、新聞の通史では叙述される。『中外新聞』についても条例の監視下で、慶応四年当時の「柳河の筆勢がすっかりキバを抜かれた感じがする」という⁽³⁾。

右の評価はジャーナリズムを「発達史」としてみるこ

とにより導かれ、初期新聞は権力へ抵抗するには未成熟なメディアとして描かれる。しかし「中央権力による抑圧—被抑圧者としてのメディア」という対立図を採ると、メディア再生の理由と、再生後に持つた政治的機能を捉え損なうのである⁽⁴⁾。

ただ官許新聞の評価をめぐって小野秀雄は「明治元年〔慶応四年〕には月十回宛も発行した中外新聞も、官准となつてより明治元年三月迄約一年間に僅々四十号を出版する始末で、新聞界昔日の盛況なく」⁽⁵⁾とする一方、次のように指摘したことを見逃すことは出来まい。

治二年出板の官許新聞とはいかかるメディアか、以下の視角より検討する。

(1)いかにして世上から不確かな風説を排し、「実事」によって読者を開化するのか。ここではまず慶応四年（一八六八）の新聞紙における「実説による虚説の否定」という編集理念の共有を確認する。このような性格を持つ一方、同年中の新聞紙には「虚説」の記事を生み出す契機も内在している。ここでは各新聞の停刊後に発行された、尊王論に立つ冊子『新聞論破 湊川灌餘』の展開したメディア批判の言説を取り上げる。

併しながら此両新聞（中外新聞・もしは草）が、政治的に国民を開発せんとしたことは諸新聞中群を抜き、殊に官準^(マ)中外新聞の如きは數号に涉りて細川潤次郎の「郡県論」、四洲侯の「府県論建白」、唐華陽（神田孝平）の「議院考一則」等を載せ、廢藩置県、議院制度の必要を唱道した⁽⁶⁾。

ではなぜ明治政府は、一旦官の手で押さえ込んだメディアを再生させたのか。この問題関心に立つ本稿は、明

新たに創刊したものとが存在する。両者はいかなる記事を掲載したのか。あらかじめ記事内容の特徴を挙げると、
①箱館戦争の報道②さきに小野秀雄が述べたごとく「郡

県」をめぐる建白書・論説の類がある。それらを官許紙はどう掲載したのか、すなわちいかなるメディア形式を持ったのかを検討する。対象とするのは最も刊行期間が長く、かつ「実説」に基づく編集を重んじた柳河春三の『中外新聞』だが、その他の官許紙、さらに新聞紙印行条例の規制前に発行された慶応四年の新聞紙も参考される。

右の(1)～(3)の検討のうえで本稿は、後続の新聞、また自由民権期に政論の展開基盤となつた新聞・演説メディアの前史として、これまで不明確であつた官許新聞のメディア史的位置を得たい⁽⁸⁾。

一 風聞から実事へ

1. 「実説」と「虚説」

して、より確実性の高い情報による編集を行つた⁽⁹⁾『中外新聞』に限らず、このような「実説による虚説の否定」という編集理念は他紙も共有したと思われ、例えば「新聞紙はなりたけ実説をもとめて出版すべき事なり」⁽¹⁰⁾などと告げられた。また「風説有之よしなれども、詳なることを知らず」⁽¹¹⁾や「…由」「…との噂」などと断定を避けた記事末形式が多用される一方、より確実性の高い後報を待つ編集体制がとられた。

慶応四年の各紙は戦況の「確説」とともに、居留地の英字新聞の「翻訳」の形をとる記事や、旧幕府側諸侯の歎願書の掲載によって、官軍出兵が薩長の「私心」から出たという「実」を繰り返し伝えた⁽¹²⁾。しかしこうした新聞報道は同時に、「確説」報道とは対極的な記事を生み落とす。例えば次の「虚報」である。

十五日、諸川合戦官軍敗北
十六日、小山宿合戦同軍敗北

十八日、岩井大合戦、官軍戸田勢敗走、関宿の東な
なかつた。開成所教授職出身の旧幕臣・柳河春三による

『中外新聞』（慶応四年二月刊）は、特に内乱の報道に関

同日〔廿一日〕、安塚原戦、鳥居丹波守薩州敗北

り（中略）

廿二日、大雨中会津勢壬生え押寄、城後より攻入落

右の記事は極端なケースで、「官軍敗北」をたたみかけている。また他紙でも新政府のイメージダウンに寄与するような、各地での官軍の悪行記事が散見される。⁽¹⁴⁾

このような記事群は必ずしも旧幕府への共感とか官軍に対する攬乱戦略として作為されたわけではなく、江戸での需要に応えるものであつた。『横浜新報もしほ草』編集に関わった岸田吟香によると、「世間の人」は戦争の模様を知りたいと新聞を争い読むけれども、新聞は精確な探訪をするなどは夢にもなく、ただ耳から耳へ聞き伝えたままを書き、或は毎度西国方（官軍）が勝つた事ばかりでは江戸の人気に投ぜぬから、態と官軍が負けたと書く。官軍の敗走を書いて記事にすれば売れ高が余程多くなつて、「もしほ草」なども売捌屋が大分儲けたといふ。⁽¹⁵⁾ 記事の書き方によつて販売部数が決まる状態、言い換えれば旧幕びいきの人心の帰趨が売り上げを左右したのである。

さて、このように事実報道には程遠い「戦報の空説若しくは政況の虚聞を作為して以て記載したる」紙面は、各紙にとつて命取りとなつてゆく⁽¹⁷⁾。戦況報道の確実性を重んじた柳河の『中外新聞』にもその可能性がなかつたわけではなく、政府への対抗を更に強めるものと受け取られかねない「時務の公論」（徳川氏と会津への寛典論を含む、あらゆる時務策）を募る姿勢を見せていた⁽¹⁸⁾。

2. 「渋川灌餘」のメディア批判

吟香の回想に留まらず、ことの真偽を問わぬ編集体制は慶應四年の新聞界でも問題視されている。中には「全文を奪換して横浜の訳稿に託し、或ハ英仏の写真と矯はり造意の図画を挿入する」新聞もあり、各新聞社の「衰滅」が危ぶまれたのである。⁽¹⁹⁾

各新聞紙の停刊後に発行された『新聞論破 渋川灌餘』（藤田積中作、慶應四年七月）⁽²⁰⁾は「虚説」の記事に直接筆誅を加えた。『渋川灌餘』の中の語り手は、「霖雨濛々トシテ陰鬱堪難キニ庭竹風ニ鳴り簷滴窓ヲ打」に驚き戸を開くと「階砌ニ横行スル群蟹」が爪を挙げ争うのを見て杞憂の念を抱く。憂さ晴らしに「偶机辺ニ散在セ

ル此頃發行ノ新聞紙ノ書類を披見し、折しも「小僕」が楠公への献酒の分け前といつて置いていつた酒でうとうすると、楠公碑文の掛軸から「烏帽子ノ素袍ノ官人」が枕上に立ち、「吾説ヲ諦ニ聴ケ」と語り出す。

今汝ガ觀ル所ノ新聞紙ナルモノ此頃頻ニ發行ス、皆洋説二因テ耳目ヲ新ニシ、固陋ヲ啓ントノ意ナリ。然ドモ其文中ニ空論妄説多シ却テ痴人ヲ惑スノ一端ナリ。中ニハ利ナルモ有ド害ナルコト多シ、利害平均イタシ見バ新聞ノ無コソヨキカト思ハル、江戸ニテ數力所局社ヲ設ケ或ハ中外新聞、江湖新聞、遠近新聞、中外新報、公私雜報、藻塩草等各々新奇之ヲ競ヒ集ムル、大抵洋人ノ文ヲ訳ノ上書は、「謝罪ニ似テ謝罪ニ非ズ、己ノ功勞ヲ自負シ前朝ノ宸翰恩賜等ヲ以テ證シトシ旧功コレゴノツトメヲ自贊スルコソ中心ニ怒氣ヲ含ミ眞ノ謹慎ノ無ヲ見」と強く批難する。

さらに「藻塩草ニ北越ノ一僧ノ檄文ノ如キ説」ありといふ、同説は「外夷」と盟約した薩長が邪教を広めようとする「私心」から「正義ノ諸侯」を討滅するなどといふ、薩長を「仏敵」に見立てる。「横浜新報もしほ草」七（慶応四年閏四月二八日）に「門徒中」名義で掲載さ

ノ賊徒ヲ忠烈義奮ノ者ト見謬リタル文意多シ、：

『湊川灌餘』は楠公に仮託し、尊王論に立つて近時しきりに「發行」の新聞紙に苦言を呈した。ここでは新聞紙が「洋説」で社会を惑わせており、その害多しと断じる。注意すべきは『内外新報』が戒めたと同様「大抵洋人ノ文ヲを「カキナホ」した編集手法の問題を論つたことであり、各紙は「会賊及同盟ノ諸侯大軍ヲ率テ京畿ニ近ク」などと虚説を流布し、「チエモチカラモナキ」者達を恐怖のどん底に叩きこんだというのである。さらに各紙が掲載した「会侯」(アイツ)ノ歎願書及其老臣ノ上書は、「謝罪ニ似テ謝罪ニ非ズ、己ノ功勞ヲ自負シ前朝ノ宸翰恩賜等ヲ以テ證シトシ旧功コレゴノツトメヲ自贊スルコソ中心ニ怒氣ヲ含ミ眞ノ謹慎ノ無ヲ見」と強く批難する。

諸侯大軍ヲ率テ京畿ニ近クナド記テ、我邦人ノ胆力ナキ者等ヲ怖寒心サセ、又商社ノ武器類ヲ大ニ鬻ント鼓舞シ、又ハ侯伯ノ氣ヲ挫ク兵力ヲ以テ國内ニ逼ルナド、又ハ会賊及同盟ノ計較ナリ、又ハ幕府ヲ以テ国王同班ニ心得且天朝ト対比ノ見ヲ以テ事理ヲ論ジ、又会津及脱走暴挙

れた「北國より出たる檄文」のことと思われるが、この記事を「妄ニ愚昧ノ民心ヲ煽動シテ官軍ニ逆ヘ敵セシメントスル、是真ノ邪教徒ニシテ却テ彼ノ教主タル仏ノ本旨ニ背くものだと貶める。

新聞紙にはまた「其他譬ノ戯話」が載つてゐるが、そのような記事も要らない。「彼ノ人口ニ膾炙シタル鶴蚌ノ話、或ハ兄弟遺物ヲ争フ条、又ハ一男老少ノ二女ニ惑溺ノ事ナドハイカニ新聞ナレバトテ如此ノ事ハ記サズシテ可」である。喻え話は「暗ニ諷諫ノ意モアレド亦朝議ヲ嘲ルニモ当」り、このような危険な意見を持つ輩は「甚政教ノ害端」とした上で、『湊川濯餘』の新聞觀が披露される。

新聞ヲ盛ニセントナラバ利害ヲ取捨シ、有益ノ事件ヲ編集シ、専ラ皇威尊重ノ意ヲ体シテ億兆ノ痴心ヲ疑惑縮セシメズ、都テ夫ノ太政官日誌ノ天下布告ノ宣文ノ如キ、蒙昧ヲ覺悟勸奨サスルノ大綱領ヲ採用テ、治教ノ裨補ニモナルベキコソ喫緊要ナレ、我地下ニ於テ之ヲ渴望ス、：

「皇威尊重」に資する「有益ノ事件」を選びだし、それを新聞記事とするよう説く。「汝新聞紙ヲ遍ク看過ストモ活眼ヲ具テ読」み、「欺カルルコトナカルベシと新聞紙読者を戒める。そして「太政官日誌」を範とし、天下の蒙昧たちを宣言でもつて「覺悟勸奨」させるようなのである⁽²⁾。

では実際に、翌明治二年（一八六九）の官による新聞界の再編では、メディアの体裁や「虚説」がどのように規制され、またどのようなメディアが復刊・創刊を果たすか。それを次に検討する。

二 「官許・官准」メディアとしての再生

1. 新聞私刊の禁止と柳河春二

慶應四年六月初旬、市政裁判所からの「大二人心ヲ狂惑动摇セシメ候条、不埒ノ至、以来官許無之分ハ一切被禁候間、屹度取糾可申旨御沙汰候事」との町触が出された。「官許」を経ない新聞については一切発刊禁止となつ

たのである⁽²²⁾。さらに「板木并摺溜」は没収されることになり、「来ル十日迄不残町役人共方え取揃市政北裁判所え差出可申。若隱し置候もの有之おるては可為曲事」と申し渡された⁽²³⁾。また六月八日太政官より、新聞私刊禁止が布告された（四五一号）。

近日、新聞紙類頻リ二刊行、人心ヲ惑シ候品不少ニ付、先達テ不經官許書類刊行被差停候段御沙汰候処、猶且陸続上梓致候趣ニ付、官許無之分ハ、御吟味之上、板木・製本モ取上、以後相背候節ハ、刊行書林ハ勿論、頭取并ニ壳弘候者迄、屹度御咎可被仰付候間、此旨可相心得候事⁽²⁴⁾。

【表一】慶應四年（一八六八）六月時点の「無官許新聞」一覽

誌名	編集人	職業	藏板元又は発行地	発行号数	刊行期間
万国新聞紙 中外新聞	Buckworth M.Baily 柳河春三	英國教師	横浜居留地	慶應四年六月時 点の号数 （一）内は最終 号※	
幕臣（開成所頭取）	会訳社				
四二（四五） （一八六八・三・一七・同七・二一七）	不明（一七） （一八六七・二・一八六九・三）	慶應三年一月明治二年二月 （一八六七・二・一八六九・三）			

すでに上野戦争後の五月一八日に福地源一郎が逮捕され、二三日に糸問所で取調が行われた後、六月一日に放免されていた⁽²⁵⁾。市政裁判所町触はこの直後に発布されたと思われ、更に五日、裁判所隠密廻へ「此程市中ニ而売捌候新聞誌之類、作意いたし候もの共名前密々取調」べるよう命ぜられており⁽²⁶⁾、七日には誌名・編集人の職業・氏名・住居・藏板元名・発行号数が挙がっている（表一）。このうち『内外新報』を読むための字引として販売された『内外新報字類』も取締対象となつたことが窺える。同時に、裁判所の隠密廻が「猶取調申上」と報告しているように、ここに書き上げられた誌名以外の新聞も流通していたことが示唆される。

日々新聞	横浜新報もし	諷歌新聞	中外新聞外編	公私雑報	同内外別前記報	遠近新聞	江湖新聞
橋爪安井貫祐完一次二郎	梅素玄魚（喜三郎）	星野恂次（星拘太郎、岸	上山八郎右衛門他二名	渡邊一郎	発行—橋爪貫社一主人	橋爪貫一	佐鉢木元太郎（新次）
役幕臣（鈴木・安井・軍艦	※藩脱母藩士は不士明（星田台河）	米人（ヴァンリード）、三河	歌舞手跡指南	幕臣（開成所教授並）	頭取（開成所役格通弁方	幕臣（軍艦役見習）	幕臣（開成所教授方）
博聞社	居留地九三番地	ヴァンリード	上山八郎右衛門	無牛込軽子坂	内外公私雑報株式会社	藤岡屋啓次郎	遠近新聞社
発壳一八四（一八五）。は未	一四（四一二）	不明（一）	一一一（一一一）	一四（一四）	三〇（五〇）	三〇（一〇）	三〇（一一一）
（慶応四八年六月四日）	（一八六八年六月一五日）	慶応四年四月（一八六年五月）	（一八六年四月二七日）	慶応四年四月二七日（同五）	慶応四年四月二七日（同五）	慶応四年四月二七日（同六）	慶応四年四月二七日（同六）

海陸新聞	矢崎隼之助	新聞事略	新聞日誌	東西新聞
関宿藩士		市川虎次郎	内田良三郎他二一名	②①北野春作 林玄助
新聞誌屋		幕臣（元先手組撤兵）	筑州家斥候	③②①富山本常五助郎 畠田敬之助郎
六（八）		編集人に同じ力	編集人に同じ力	③②①幕臣（開成所教授） 稻葉美濃守家来
慶応四・四・五・同六力	（一八六・八・五・？）	二（二）	二（二）	東西新聞会社
慶応四・四・五・同五力	（一八六・八・五・？）	（一）	（一）	三（四）
慶応四・四・五・同六力	（一八六・八・六・？）	（一八六・八・六・？）	（一八六・八・六・？）	慶応四・五・一・四・？ (一八六・八・七・三・？)

本表は『東京市史稿』市街編四九（一九六〇）一七七、一八二頁、『東京府の前身九、一二〇三、一二〇四頁表及び『もしほ草』日本初期新聞全集別巻（べりかん社、二〇〇〇）子「ヴァンリードの新聞『もしほ草』官許をめぐつて」書誌データと史料による考証】所収年表より作成。なお『横浜新報もしほ草』は山口順

『中外新聞』を発行していた柳河は、私刊禁止の布告を受け、市政裁判所に対して六月一五日に返答した。

高橋銀十郎様
別紙并板木添

以手致啓上候。然は、一昨日〔六月一三日〕御面話申上候通り板木取揃今日相納候間、御受取可被下候。尤別紙申上候通不日官許ニも可相成奉存候間、其節御沙汰御座候ハ、何卒御返却之儀奉願候、付ては今日拙者可見出之處、今朝より中暑下痢致し平臥

罷在候間、下略儀書付一通相添家來水井要人を以差出候。此段宜御含御取扱可被下候。先は右之段如此

六月十五日

徳川龜之助家來

開成所頭取

柳河春三(27)

六月十五日

御座候。早々以上。

口上之覚

一昨十三日罷出候節、示談之趣承知いたし候。則中外新聞板木第一号より四十三号まで二百十七枚今日差出候間、御改御受取可被下候。尤此程申述候通鎮台府え出願仕置候儀ニ付、近日之内官許相済候ハゝ早速其談可申出候。以上。

但、摺本之儀は去ル十日壳弘方町人共より不残為相納候間、残無之候。此段為念如此御座候。

柳河はしかし、病臥しているといつて裁判所への出頭を断りつつ、近々『中外新聞』に對して「官許」の沙汰が出たあかつきには板木を下戻すよう希望している。また別紙口上では、同紙の板木二一七枚を差し出すこと、近日のうちに官許を得たら、早速鎮台府への出願を行うという意思を示している。一方新聞紙の藏板元からは、摺溜・板木上納が六月一〇日頃から二四日の間に申請された(表二)。

【表二】板木・摺溜上納一覽

申請日	誌名	申請者	職住業所	申請内容	内訳
六(月慶應〇日)	横浜草新報も	金兵次衛郎	平南小田原町二丁目 三郎店	摺溜上納	摺溜一(一四篇 三六〇冊

一八日	一七日	一五日		一三日
海陸新聞	新聞事略	諷歌新聞	内外日々新聞	中外新聞
喜兵衛	清吉	八郎右衛門	橋爪貫一	柳河春三
下横町為次郎地借	小石川渡世借通院前白壁町九書林	神田富山町二丁目次郎店	小臣（向中之橋見習）	幕小川町開成所構内
板木・製本差出	近失出火の際板木	残板木・上納ともに	残板木・上納ともに	納壳板木方上の町、人が上納は
製一本（二号八号八号五五三〇丁丁冊ずつづつ	不明	板木六枚、上納一千冊は売扱	同内外日々新聞板木新報七六冊○字冊類板木四六枚五枚	一（四三号板木二一七枚

すでに柳河は明治元年九月より政府の開成学校頭取として出仕しており⁽²⁸⁾、官許紙の中で最も早く『中外新聞』の出板を願い出た。政府内でメディアを使つた「開化」の主導的立場を得ていたことと、柳河の「新聞」完成へ

本表は『東京市史稿』市街編四九（一九六〇）、一八四〇一九六頁より作成。

の理想がここに作用したと思われる。政府内において洋学知識に長け（慶応二年～明治三年の『西洋雑誌』出版）、さらに世上に「新聞」を実践していた柳河の存在が重要視されたのではなかろうか。

(六月)		一二三日	一九日	新聞日誌
公同内外 私別前記新報	江湖新聞	万国新聞紙	横浜新報も しほ草報も	
清吉	福地源一郎	不明	勝次郎	幸三郎
小石川傳通院前白壁町九 兵衛地借	方幕臣（ヘ開成所構内 頭取）	小川町開成所構内 格通弁	重米澤町三丁目 兵衛店	馬喰町二丁目文七地借 書物問屋
残板木・ らず上摺溜ともに 納	手板木・ 元に摺溜ともに	手板木はペイリーの 元にあり	不明	板木・摺溜上納
公同内外 私別前記新報 四一三五七〇七二六冊 五四四三二〇冊冊 五五〇七〇冊冊	同前記新報 一三五七〇七二六冊	不明	不明	初板 二編編木 一一五 一〇枚冊冊

2. 官許新聞の再刊と創刊

では、どのような新聞紙が新たに官許紙として再出発

したのか。市政裁判所への各編集局からの出版申請をみると、各紙は①慶応四年時に発行していた新聞紙を再刊しようとするもの（旧幕臣系）、そして②新たに創刊しようとをするもの（旧幕臣系を含む）とに類別できる（表三）。

【表三】官許・官准新聞一覧

官許 遠近新聞	博問新報	官准 中外新聞	萬国新聞紙	新聞名
後藤謙次郎	辻山常五郎	柳河春三	Buckworth M.Baily	編集发行人
上東京本町四丁目	和泉屋半兵衛・四日市	不明	不明	発行所
九	二	四一	一七	号出版数
（明治二・三・一八九・同四 一八六九・四・二九・同五）	（明治二・三・一七・？ 一八六九・四・二八・？）	（明治二・三・七・明治三・二・一二 一八六九・四・一八・一八七〇・ 一三・一三）	（明治二・二・同五 一八六九・三・同六）	刊行期間

官許 風のたよ	官許 都鄙新聞	官許 開知新報	官准 内外新報	可官 ラフ 樂怖 (テレガ)	官許 六合新聞	官許 明治新聞
不明	(大橋外史 奥付 鈴木氏藏版 —)	橋爪貫一	橋爪貫一力	小笠謙太郎	清水卯三郎	柴田壯之助
威世屋井町	浅草福井町	東京舍	館霞外	館霞外	東京政兵衛 平右衛門町	大淺黒屋菊屋 助藏版
一	二	二	一三	三	七	二〇
(明治二・五・ 一八・九・六・ 同七)	(明治二・四・ 一八・六・九・ 五)	(明治二・四・ 一八・六・九・ 六・九・ 同五・ 同六・ 一五 三四)	(明治二・四・ 一八・六・九・ 五・ 六・ 同五・ 一七・ 同七・ 二九 八)	(明治二・ 一八・六・九・ 五・ 六・ 同五・ 一七・ 同七・ 二九 八)	(明治二・ 一八・六・九・ 五・ 五・ 六・ ?	(明治二・ 一八・六・九・ 五・ 二〇・ 一・ 同四・ 七)

官許 もしほ 草	Eugen M. VanReed
岸田吟香 栗田万次郎	横浜居留地
慶応四・閏四・一一〇明治三・三・ (一八六八・六・一・一八七〇・) 一三	四二
一三	四一

本表は、『日本初期新聞全集』別巻（ペリカン社、二〇〇〇）所収年表から、一部記載を改変の上作成。

官許のメディアとして再生した柳河春三の『中外新聞』（以下『中外』）は、その一号冒頭で、新聞を創刊したい者は開成学校へ願い出よという触とともに、新聞紙印行条例の全文を掲示した。⁽²⁹⁾

二月下旬御触書の写

世上新聞紙出版御許しに相成候間、市中の人民に至るまで遍く知覚いたし、存寄有之者は学校〔開成学校〕へ願出候様可致事、

二月

右の通御布告相成候に付、則ち願書差出し候處、早速官許に相成候間、今月より追々出版いたし候事、

軍事、

一、一切天変、地異、物価、商法、政法、
政法ハ妄に批評を加ふるを許さず

出サシム。

一、凡ソ記載スル事件ニ付テ吟味スベキ事アル時ハ、編輯人其弁解ヲナスベシ。若シ弁解ナキモノハ罰金ヲ

○新聞紙印行条例

一、各箇ノ新聞紙ハ宜シク各箇ノ表題アルベシ。

一、表題ヲ以テ開版免許ノ上ハ毎号検印ヲ受ケルヲ要セズ、只出版即日二部ヲ官ニ納ムベシ。

一、各号毎ニ、出版ノ処、年月日、編輯人若クハ出版者ノ姓名、及各号ノ号数ヲ載スベシ。

一、凡ソ記載スル事件ニ付テ吟味スベキ事アル時ハ、編輯人其弁解ヲナスベシ。若シ弁解ナキモノハ罰金ヲ

其説錯誤して改めざる者は責有り、

火災、嫁娶、生死、学芸、遊宴、飲食、諸種ノ官報、
洋書ノ訳文、海外ノ雑話、凡ソ事ノ世ニ無害者ハ皆記
載スベシ。

一、贈答ノ書牘或ハ各人作ル所ノ文若クハ雑説等、其
姓名ヲ註スベシ（只ダ詩歌ノ内作者ノ詳ナラザル者ハ
比例ニ非ズ）。

一、新聞紙中人ノ罪ヲ誣告スルコト厳禁ナリ。

一、妄ニ教法ヲ説ク事ヲ許サズ。

己巳三月

編輯社長 柳河 春三

製本書肆 上州屋惣七 謹識

条例中、慶応四年時の新聞紙にみられた記事—徳川氏
・会津への寛典論やそれを主張した数々の建白書—を封
じ込めている。それは傍線部にあるように「政法」への
「妄」な「批評」を許さないこと⁽³⁰⁾、そして「軍事」—戦
況報道については必ず記事の確実性を期するとしてルー
ル化しているのである⁽³¹⁾。

さて『中外』は右の条例の後に掲載した序言で、次のように告げている。

傍線部からは、慶応四年から新聞紙にたびたび見受けら
れた投書行為が規制されたわけではないことが窺える⁽³²⁾。
明治初年のメディア環境は、新聞同士が政論を応酬する
性格をまだ持たない。ただし情報の出所が確かにない書
翰や、署名のない建白書についてはこれを採用しないと
あらかじめ約したのである。

新聞紙発行条例は「政法」を「批評」する行為それ自

此度

官許を得て此中外新聞を刊行するに付て、四方の君
子に告ぐ、およそ海内外の新報前條の規則に障る
事無き者は、希くは之を寄贈し玉へ、又新著書籍の
目録或は其他引札の如きは、求めに応じて補刻すべ
ければ、彫刻の費銀を添へて草稿を寄せ玉ふべし、
若し新報異聞の記載すべき者稀れる時は、洋書中
に就て学芸技巧すべて士民の益となる可き事件を訳
出して紙数を満たしむべし、出処慥ならざる書翰或
は無名の建白書等は條例に従て敢て之を載せず、

体を紙上に留めつつ、「妄」なるそれを抑えようとしている。「妄」なるものの解釈の幅がここに生じてこよう。そ

のように条例で定めつつ、新聞紙上では政府によつて民間からの「建白」の通路が敷かれたことが報じられる。

すなわち「待詔局」が開かれ、「有志の者」から「草莽卑賤」に至るまで「御為筋の儀早々建言」することが可能となる。そこには、とくと議論を重ねたうえでその長所を採つて、彼らに「御用可被仰付候趣意」があつた。

これは「向後潜伏隠遁鬱々其志を達せざる者有之候ては、至誠尽忠の素志に相悖」るために敷かれた措置である。⁽³³⁾ 「潜伏隠遁」してきた志士の「志」を聴くための方

途であり、政府にとつてはかつて王政復古の大号令にて宣言された「言路洞開」の顯現となるべく、「建白」のための道筋をつけたことを意味する。⁽³⁴⁾ 慶應四年の五箇条誓文における「万機公論」の記憶も鮮明だつことだろう。一方で、さきの新聞紙印行条例中にあつたように、各新聞は出版物とともに開成学校の所管となつた。⁽³⁵⁾ ただし、全ての新聞が対象となつたわけではない。このことは次の「新聞紙印行条例附録」に定められる。

新聞紙印行条例附録⁽³⁶⁾

一、官板ノ新聞紙ハ開成学校ノ閥スル所ニ非ズ。

一、各府県ニテ出板ノ新聞紙ハ其府県裁判所ニテ検閲スベシ。
一、外国人国字ヲ以テ出板スル者ハ、各地運上所ニテ之ヲ監シ、毎事必ズ裁判所ニ報知スベシ。裁判所ハ皆新ニ定メタル条例ニ拠テ齟齬スベカラズ。

一、開成学校ニ於テハ専ラ東京中出板ノ者ヲ監ス。

一、東京出板ノ新聞紙若シ条例ニ背ク者アル時ハ、開成学校ヨリ之ヲ東京府裁判所ニ告ゲ、同所ヨリ出版願人ヲ糾糾問シ罪ニ隨テ科断ス。

すなわち(1)官板以外の東京出板の新聞紙は開成学校で管轄、(2)府県下で発行された地方紙は府県裁判所で「檢閲」される、さらに(3)外字紙は市政裁判所の所管として条例の対象となつた。出版を願い出るには次のような体裁をとつた書面を作成し、編集責任の所在を明確化することが条件となつた。

○新聞紙出板願書の案⁽³⁷⁾

一 表題

右新聞紙出板免許奉願候、且御条例之儀は堅く相
守可申、若刊行之上御尋等之儀は、私共兩人引受
可申奉存候、以上、

支月日

片書

編集人或は編集社長 姓 名 印

住居町名家主

片書

藏板人

姓 名 印

住居町名家主

右の通二通相認調印の上開成学校へ持參可致事、

其後右願書へ免許の附札有之候はゞ、第一号に載す
る如き条例に従ひ、出板の度毎に二部ツ、右学校へ
納本可致事、

このよう⁽³⁸⁾に開成学校のイニシアティヴのもとで出板環
境が整えられた上で、新聞紙の板行が勧奨されたのであ
る。ちなみに書面の雛型は『中外』二号に掲載されたも
のである。『中外』はサンプルとして、新聞事業を志す者

に受容されたとも言いうる。

このようにして、新聞紙を創刊するには所定の手続を
踏まなければならなくなつた。政府による「官許」を経
由する制度が確立されたのである。官許新聞として新た
に創刊されたものの一つ『六合新聞』は、序言で次のよ
うに宣言している。

むかしのことを今の世にしり、後の世に今のことを行
しれるは、その文の傳来るゆへなり、さればきのふ
ありしをけふしり、けふありしことをあすしらんを
の難は何ぞや、権をするせる文のあらざればなり、
これをしらんとすることは新聞に若くものなし、し
かるを世の人おそらく新聞といへば軍の取たる御大
名の建白書、其外おおきな間違ひなどをのせざるも
のは新聞ならずと思ふもの多けれどしかるべからず、
そもそも此新聞は遠き近きのうはさ、賣もの買もの
のかけひき、まよひ子のありか、落しものの在所、
開帳見世物の嘶、立居の善惡、御祭の賑ひ迄あまさ
ず漏さずしるしつれば、今のありたるをいましりて、
居ながら浮世のさまをもしり、または雨夜のつれづ

れをもなぐさめ、女童をして智恵をまさするの端ともなれば、出板ごとに日を争、かならず見置たまわれかし⁽³⁹⁾、

傍線部は慶応四年時に見られた新聞記事のことだろう。戦況報道や歎願書の掲載を否定して新たな新聞観を打ちだし、生活本位の紙面を目指すことをアピールする。世人の新聞出版に対するイメージ刷新を図つたのである。ところが実際、官許新聞は『六合新聞』の序言どおりの紙面とはならない。以下で、官許紙の記事傾向を取り出すことによつて、それを確認しよう。

三「遺臣」と「開化」

1. 戰況報道

官許新聞では箱館戦争の詳細な戦況と、またそこに参戦する旧徳川体制下の「遺臣」の動向が報じられていた。内乱の報じ方をめぐつて、「明治新聞」は読者に注意喚起をはかつてゐる。

読者の「信」、新聞の「実」が失われないよう、区々の説から「確説」を取り出そうとする苦心のさまである。「数千里外の事情を即日に察す、其世に益あること豈大」きく、「伝信機局の建設亦近日にあらんこと予め指を屈して待つ」⁽⁴¹⁾などとテレグラフ的速報性を曲解すれば、「虚」を採つて読者の信を失い、ついでに条例に触れてしまうから、新聞それ自体の存続を危うくする。

三月廿五日南部沖に於て戦争ありし事は速に伝聞せしかと、其説まちまちにて真偽定めかたく、尤新聞は神速刊行をたつとふ故に名つけて新聞とも称したるなり、されとも誤りを伝へては一には世人に信を失ひ、二には新聞の実を失ふにいたらん、故に速にして新聞の名にかなわんより、おそらくとも新聞の実を失なハざらん事を欲す、夫故はしめ伝聞せしまちまちの説はさて置ぬ、其後これなん確説と思ふ説を得ものから取あへす刊行に及へり、尤も他人伝ふる所の説と符合せざるものも有へけれとも彼此てらし合せて、世人の参考に充んことを希ふのみ⁽⁴⁰⁾、：

特に印行条例下、新聞記事に虚実の混乱を招けば作為を疑われ、たちまち廃刊に追い込まれる可能性がある。したがつて、手に入れた情報の取捨選択はどこまでも慎重にならざるを得ない。『中外』発行者の柳河春三は虚実入り乱れる内乱の報道について、慶應四年時から「看るもの宜く其事情と其時日とに心を用ひて、前後新古の区分を含味し、錯乱ありと咎むことなく、又強ち新聞の新ならざるを以て名に応ぜずといふ事勿れ」⁽⁴³⁾と、掲載事件を吟味したうえ可能な限り実説を伝えることを旨とした。この方針は、翌二年に官許紙となつてからも維持されたのである。

戦況報道の確説性を保つと、例えば「一説に最初官軍の斥候隊松前口にて脱走兵に出手ひ大敗し、其後二の手を操出し勝利を得たりといふ」⁽⁴⁴⁾のように、官軍の「大敗」記事も載ることになる（ここでは結局勝利しているが）。そして、榎本軍・脱走兵にフォーカスして戦況を伝えるテクニックを用いることが可能になる。例えば『中外』二〇号に掲載の「箱館記聞」⁽⁴⁵⁾は「或る隊長の話」として、

敵ながら天晴れどころか、読者をして榎本軍が箱館の地で凱歌を挙げるのではと思わせる⁽⁴⁶⁾。しかし同時に「官軍の死傷者二百人、脱兵の方は余程夥しき死亡なるべし」という状況が伝えられ、もちろん新聞が「賊」へ左袒しているとは決していえない。その官軍はというと、

小砲の布置弾薬兵糧の貯処涅の堀方等を一々巡見せしに、其構成の巧なる事実に感嘆に堪たり、流石に榎本・大鳥を始め西洋警衛に達せしを見るに足れり、榎本・大鳥を始め西洋警衛に達せしを見るに足れり、

官軍箱館に上陸し定めて残酷屠殺を恣にするならんと、脱兵も士人も恐怖せしに、思ひの外静かなる事にて病院などへは薩州の隊長自分に罷越し、怪我人を厚く慰問し、酒食を賑給しなとして恩恵を施せしかば、其事速に五稜郭の守兵に聞こえて終に榎本に帰順を勤むる者あり、是に因て速に落著に及びしそぞ、

脱走兵悉く降伏の後、官軍龜田の五稜郭に入り、大

とある。このくだりは先に引用した榎本らの記述の直後

である。ここでは官軍が「残酷屠殺」にやつてくるぞと恐怖する箱館の人心を伝えてから、実はそのような所業に及んでいないことがアピールされる。官軍にどうやら戦意なきことを受け榎本に帰順をすすめる者まで現れ、箱館戦は終結に向かうだろうというのである。⁽⁴⁸⁾

さて、こうした戦地の報道について『中外』は翻訳記事を用いず、現地からもたらされる直話、報知、読者からの投書、また時には伝聞をニュースソースとした。柳河による、内乱に際し虚説を除去していくための編集手法である。⁽⁴⁹⁾

対照的に、開成学校系の『遠近新聞』では戦況報道（五八号）を *The Japan Gazette* 紙から翻訳された記事で統一していた。既述のように外字新聞の「訳載」への是非が問われていたものの、おそらく『遠近』は江戸での外国新聞の二ーツに応えるよう編集され、「中外」との差別化が図られている。「学芸の事に於て疑問の事あらば問題を認め、我新聞社中或は売捌候書林絵草紙屋へ御差越可被成候」⁽⁵⁰⁾ と掲げつつも、刊行意図は箱館戦況の訳載にあつたと考えられる。ただし最終号である『遠近』九の「箱館落着の始末」に限つて翻訳ではない。同紙は榎本の降

伏を見届けて終刊し、内乱の終結後、旧幕臣編集の新聞は『中外』と『明治新聞』の二紙に絞られていった。

2. 郡県制という「開化」

『中外』三号（明治二年三月一六日）には新政府に設けられた、公議所にて下問のあつた版籍奉還に関する規則案が載る。官許新聞は、国家が徳川体制―「封建」から、天皇を頂く王土王民国家として「郡県」へと移行する動きを捉える。それは官許のメディアが郡県論に立つことをも示す。版籍奉還という大勢を受けた郡県論が、メディアでどのように表れたのか。全国的な版籍返上の動向に関して、『中外』他の官許紙に最初に掲載された記事は次の「棚倉藩の檄文」である。⁽⁵¹⁾ その一節には、

徳川政府大政返上以後、万機御親裁の御隆時、就而は御誓文及び御宸翰其外陸続の御布令等を謹而奉敬承候得は、實に公明正大にして万世不拔の大基礎益に於て可相立と奉仰望候、如斯に候得は、皇國の人上下となく共に国是を計りて朝廷を奉補翼は、人た

る者の大義名分なり。

とあり、天皇親裁のもとでの政治という「大基礎」が立てられたことを祝つつ、身分を問わず国家の方針を議するのは人たる者の大義名分だという。「窃に今日の事情を伝聞くに」、薩摩・長州・土佐そのほか諸藩においても「封土を奉還して郡県に変ずるの論」があり、また「封土人民共に奉還を願ふの藩あり」という。「是非共封土を天朝に奉還して諸侯の名号を廃し藩臣一般に朝臣と為し、彼我の別なく共に国是を議り、王事に勤労するは今日至急の大義名分」である。「冀くは同志の諸君商議確定して此事を決し、御裁決を仰がんことを」と求めている。「商議」＝「公議」による決定へ「御裁決」－天皇が裁可を与えることによって「封建」から「郡県」の姿に变革することが説かれたのである。

棚倉藩の檄文にあるように、官許紙の創刊前後は「先覺の諸藩」⁽⁵²⁾の諸侯クラスによるリードのもとで「累々として奉還版籍」⁽⁵³⁾が上表されるという状況であった。ただ官許のメディアは藩主体の版籍奉還の上表文を載せるに留まらず、個人の論説を載せることによつて、「郡県」の

後方支援を行うスタンスをとつてゐる。郡県論を紙上に展開し、その論理を読者に浸透させ、「天地の公道にして郡県の制不可已」⁽⁵⁴⁾ることを示そうとしたのである。⁽⁵⁵⁾

ならばそもそも「封建」にはいかなる弊が伴うのか。

一般的な状況として「今我が建国の制を考ふるに大小侯伯中下大夫各其土地人民を私有して自らの一家の法を設く、所謂封建なる者にして猶数君」あり、とされた。というのも「昨年前の勢」は「是れ一人にして四君あり」、すなわち將軍は天子を、藩主は將軍を、家老は藩主を、臣は家老をそれぞれ君としている。しかしこの重層する「忠」になり代つて「藩主に忠なる者ハ必す皇國の為に忠なる」⁽⁵⁶⁾ということ、つまり「忠」はそのまま天皇—皇國に向けられてゆくのである。

また津田真一郎（眞道）の「郡県議」⁽⁵⁷⁾は、太古より中古の制たる郡県制へと転換することが「文明開化の秋」、「國內一和」の方途とする。津田は、封建から郡県への変転は「断して天皇の獨國權を私し玉ふべき為にあらず、正に皇國をして唯一君の國となし闔國一和、愈滋富強開化を増殖し上天子より下、陪々臣庶人に至る迄各其所を得せしむるに在」るというのである。ただこうした郡県下

での新政も、「猶衆議輿論を尽して加減宜きに従ひ、人情に適するを要すべし」とい、「公議」を核に置き「人情」にかんがみ行うべしという点で棚倉の檄文に相通ずる。

徳川慶喜による大政返上（慶應三年（一八六七）一〇月一四日）以来、維新のプロセスは統治、土地、人民のものとて「私地私民」を抹消し、「近く王土王民に帰せしめ大に政教を敷かば、則ち億兆一致天下大に治る」⁽⁵⁹⁾ためのプロジェクトである。ただし新政府のこの「公明正大」さは、「天子も亦宜しく之を私有せずして天下と共にすべし、此所謂君民同治の法」⁽⁶⁰⁾を立てることで担保されると受けとめられた。国家を封建から郡県の体に変じ、新政府の「王土王民」の地平に「公議」「言路洞開」に基づく統治が敷かれるという理想化が行われた。⁽⁶¹⁾

しかし、府県の政は「列藩に比すれば及ばざる」こと甚だしく、「牧民の官其人に乏し」かつた。つまり「其治未だ必ずしも其俗に適」さない。それゆえ「直ちに其藩主を以て守介の任に充て藩臣の政に任ずる者」に充て、「從来封建の人を動かさずして」郡県の体とする、「所謂仮借の法」が説かれた。⁽⁶²⁾したがつて各藩の家臣は「土着の僕

知国事の属官」として据え置かれた。⁽⁶³⁾さらに「朝廷より公例に沿て其地の租税を収め、従前与ふる所の石高を賜ひて其俸給とし、藩臣は皆朝廷の臣として本禄を賜」うことが提言されていた。⁽⁶⁴⁾さもなくば変革の機会を失い、「富國強兵の良謀を誤らば遂に万国共に并立する事能はざるのみならず、自然國力疲弊し人心衰弱」に向かつていくことになる。⁽⁶⁵⁾

このような、メディアの中で説かれた郡県論⁽⁶⁶⁾の性格として第一に、徳川体制下での領有を基本的に下地としたがら封建から郡県へと変することによつて土地人民の私有が取り払われ、一君のもとで王土王民国家として「全国一和」を果たせるだろうというロジックをとる。さらに「一和」に達するための方策として諸階層による「公議」を開くこと、すなわち、おそらく当該期にいわれた上下二院制議会（後述）の開会がイメージされている。

第二に、諸侯による版籍奉還の上表が報じられるとともに、旧幕臣系知識人である津田真道、また土佐系の細川潤次郎といつた郡県論や建白が掲載されたことである。⁽⁶⁷⁾こうした郡県論は建白書あるいは署名つき論説、あるいは諸藩・府県の動向⁽⁶⁸⁾といったパターンで報じられる。

さきに述べたように、慶応四年の新聞は虚実入り乱れる戦況報道とともに「賊」側の諸侯・家臣の歎願書による、徳川慶喜の復権や会津の寛典論が掲載されたことが特色であった。このように慶応四年以来の形式を保つことは、郡県論や政府施策の唱導を超えた効用を紙面にもたらしてゆく。

3. 「批評」のはたらき

新聞紙印行条例にいう「政法」を「妄に批評」するとはどういうことか。『明治新聞』四号は次のような建白を載せている。

ヲ以テ抗弁トセリ、況ヤ徳川氏ノ遺孽ニアリテ心中不服ハ必定ナリ、是諸侯ノ中ニ禍心ヲ包藏スル者アリ、因テ姦物ヲ恣ニ登庸シ己カ爪牙トシ恐多モ皇統ヲ断滅シ、宗廟ヲ廢毀シ而シテ妖魅國トナシテ後己創業ノ主ニナリ篡奪ノ惡名ヲ掩ハントスル陰謀ナリ、勿体ナク毛幼帝ヲ欺罔シ奉リ頻リニ御動座アラシメ、表ニハ皇威ヲ示ス叡慮ナト云ナシ、裏ニハ万民輕侮ノ心ヲ生ゼンコトヲ希フ、其罪徳川氏ニ超過スルノミナラス、其心術ヲ論スレハ悖逆実ニ蘇我馬子ノ下ニアラス、然措紳（クゲ）家微力ナルニヨリ、姦ナルハソレニ依頼シテ一時ノ權ヲヌミ懦ナルハソレニ畏怖シテ諾々スル而已：

明治二年二月下旬

右和州十津川ノ徒三百人西京太政官へ建言スル所ノ書也、其姓名巨魁ノ者斗リヨレ有ト雖モ記ルニ違アラス後日補入スヘシ⁽⁶⁹⁾。

旧幕ノ悪臭ヲ一洗シ断然攘夷ノ詔ヲ下シアルベキノ処、要地ニ塞リ候面々大抵邪智ヲ逞シ、或ハ朝敵マダ込ヒサルヲ名トシテ、互市ヲ勅許セシメ或ハ犬羊戎狄ト云ハ異論ナリト唱ヘ：皇国ハ遙ニ洋夷ノ下ニ出候杯云ナシ、古来ノ御規則ヲ破り多ク洋法ヲ用ヒ往々万国ト並立ヘシナト言上ニ及候ハ誠ニ何ノ心ソヤ獅子身中ノ虫トモ云ヘシ、彼朝敵タルモノ既ニ是

どういうわけか慶応四年の新聞紙に匹敵する政府攻撃に等しいものが官許紙に載つたのである⁽⁷⁰⁾。この「触輦死言」では攘夷論的見地から政府の「洋法」偏頗を陳べた

のち、姦吏の除去、親兵設置、貨幣鑄造、学校設置（た
だしその課目には「西蕃諸域ノコトニテモ有益モノハ採
用セサルヘカラス」という「右至急ノ条件撮要如是」と、
政体の変革を迫る。十津川郷士の太政官への建白とその
全文をニユースとして載せることによつて、記事の論調
化を回避したともとれる。しかしこの建白書の記事は官
からの咎めを受け、明治新聞側は「御政法へ批評等相加
へ候義ハ勿論：不慥成等は決而出板致間敷」と条例順守
の請書を出したのである。⁽⁷¹⁾

次に『中外』二二号の冒頭に載つた「建白書の写」⁽⁷²⁾は、
新たな地方統治を進めるにしても「各藩の人情」には配
慮するよう進言する。

知藩事御委任御布告あるや否、即日に君臣の道断然
として絶果候上は、二百年来主人と仰ぎ候も、実は
過にて今日に至り候ては、主従同輩に相成候段、臣
子の身分にては見るに不忍…

建白書とはいえ、夥しいまでに文言を書き連ね泣訴する
だけが、その特質ではない。政治変革への疑義を唱える

ことは、そのまま明治政府の政策に向けられた「批評」
たりうる。

其府県の民すら内心には旧習を慕ひ申候故にや、飛騨
県の如きも御座候御場合なるに、抑名は事の実なれ
は各藩主従の道既に絶て是迄の主人は知事なり、臣
子は近く朝廷の御直臣に相成、而して職事被免候得
者物別れ可致と嘆息仕候、人情を深く御勘考被遊、
時は今や人心の離れてたる人民を以て同心戮力仕
り、…⁽⁷³⁾

国家を郡県の体になした場合、危惧されるのは人心の離
反であつた。飛騨高山の梅村騒動⁽⁷⁴⁾を引き合いで、「旧習」を
踏まえない新体制への急激な変化はそぐわないという⁽⁷⁵⁾。
建白書はメディアとして、政府の敷こうとする郡県制への
批判（妄りなる誹謗・誣告の類ではなく）の色を帶び
ている。それに新聞紙自身が国政を論評すれば『江湖新
聞』の福地のように捕縛されてしまうが、しかし転写さ
れた建白書は「御政事」への「批評」を代理する。それ
は柳河が慶応四年時に実践した、紙面上で国政批判を行

う類の「新聞」であった。⁽⁷⁶⁾

では当の政府は、世上の「批評」に足る「政法」を確立していたのか。例えば法整備をめぐつて佐倉藩では、独自に刑律の立法を試みている。

おわりに

朝廷にて徒刑の説あれどもいまだ其法定まらず、規則を取る所無ししかじ先づ和漢の故実を斟酌して試に其法を立、朝廷へ伺ひ申すべしとて、[…]⁽⁷⁷⁾

確かに「政法」を立てるとは、将来開かれるだろう議会についてもいえる。議会はバラバラな人心を束ねるのでに適するものと認識されたのである。『中外』紙上で唐華陽（神田孝平）は、「会議の法」は巷間の流行歌に頼らず民心の向かうところを知る近道だという。下院はその格好の空間であり、その構成メンバーは「国人」である⁽⁷⁸⁾。そして「天裁」は、これを「経るに非されば行ふべからず」と云ふに叶へり。天裁は前にこれを察したまひて、猶又事理の当否を詳にし玉はんことを願ふの心を込め置いている。この会議の制を九泉から迎えた堯舜、孔孟に見せれば「我も此事を考へざるには非されども、かかる

妙法あらんとは思ひよらざりし、我等が後世畏る可し」と驚嘆することだろうという。

明治元年（一八六八）のパンフレット『湊川灌餘』は、民間紙が「太政官日誌」に続き「皇威」を体現するメディアに生まれ変わることを望んだ。官許紙は、『湊川灌餘』における新聞觀に必ずしも沿つていったわけではなく、各紙ごとに異なつた刊行意図を持つ一方、「虚説」「誇誕」の記事を排除した。その動きは「実事」に基づく紙面を根付かせる。官許紙は巷間の「虚説」「流説」を相対化し、「新聞紙の本意は、実伝の信すべきは隠諱せずして其假挙ぐるに在る」⁽⁷⁹⁾ことを任じた。記事の実説性が担保される分、官の側においても記事の許容範囲が広くとられた。官許紙は、官の「保護」⁽⁸⁰⁾のもとで明治国家のための言説を編んでゆく役割をほんの一時期、果たすのである。

官||明治政府はメディアを一旦出版停止しながら、その後「政法」へ「妄に批評」することを抑えつつ、統一

国家の備えるべき体裁として馴致した（開成学校へ即日納入される一部は、おそらく廻覧と保存に供される）。官許紙の命脈は短いものに終わったものの、政府も文明国

の体裁たる「新聞」の発刊を絶やすわけにはゆかない。

徳川幕府の「官板」に代わり、新政府の手でメディアに

「官許」を与えることが必要であった。そのメディア政策は当該期の対外問題とも連動している。新聞記事の許

容範囲は、明治元年一二月の局外中立解除が作用したと思われる。諸外国のとつていた局外中立原則とその解除は新政府にとり、喫緊の外交課題として存在した。同年九月の会津降伏とともに、局外中立の解除は新聞が「佐幕的」内容であつても、軍事的な反動や人心の揺籃が比較的心配されない段階に來たと認識されたのではないか。

「官許・官准」新聞の紙面構成と記事を具にみてゆくと、「慶応四年当時の生彩」⁽³¹⁾を欠く云々は、必ずしもメディアとして当を得た評価ではないことが明らかになる。ここには慶応四年における新聞編集の理想とされた「実説による「虚説」の否定」という考え方が、決定的に作用した。それは巷に溢れる風聞や噂の類を「実事」という確実性の高い情報で駆逐するという新聞編集の規範で

あり、販売戦略である。この「虚説」否定の紙面が、政府側に立つか旧幕臣による編集かを問わず初期新聞メディアに共通するものであることは、なぜ明治初年に大して間を置かず各紙が再出発できたかを考えるキーとなる。

最後に、柳河春三編集の『中外』を軸に置きつつ、明治二年の「官許・官准」新聞の特質を挙げておく。

第一に、官許を得れば新聞紙の発行は誰でも可能であった。それゆえ新聞紙印行条例の発布後、慶応四年の『中外』『内外新報』『遠近新聞』等が再生する一方で、かつて新聞メディアというには未成熟な短命の官許紙が続出したのだろう。そのような「知識を博め」「皇國開化」を謳うメディアは、あやふやな紙面を構成してしまう。ニュース選定の方針が未確立であり、情報の取捨選択に一貫性が見られないようと思われる。誰のために、何を目的とした記事なのかが明確ではないのである。

第二に戦況記事について、柳河は慶応四年の『中外新聞』と同様に「実説」を最重視していたはずである。ただし戦争報道の形をとりつつ、「賊」側の動きや敗勢をありのままに、最後（の一兵）まで報道するスタンスを示

す。⁽⁸³⁾『中外』はその初号より、いわば旧徳川体制寄りの官許紙として出版されたのである⁽⁸⁴⁾。「実説」とともに国

政批判をも行いうる類の「新聞」は柳河の目標であった⁽⁸⁵⁾。

第三に、陰に陽に国政を論ずるのは、旧徳川体制をそ

の根底にした郡県論を始めとする記事であつた。これら
の掲載は、そこにメディア自身の政治的意図を込める「公
議」のスタイルである。柳河は、慶應四年のメディア機
能を全く損わずに新聞の発行を続けたことが窺える⁽⁸⁶⁾。

このようなメディア環境は、かえつて『中外』の需要
を伸ばすドライバとなる。「柳河の中外」ブランドによつ
て人々が購求した可能性もある。ところが多くの官許
紙にとつて、その編集体制を維持してゆくことは難しく、
短期間で廃刊するメディアが続出した。そうたやすく紙

面を「実説」で埋め尽すことなどできず、「実説」理念の
共有と新聞紙印行条例とが二重に、メディアの生死を分
けたのである。「実」であることを編集人が「隠諱」され
ば、「新聞」としての本意を失することになろう。条例に
触れるどころか読者から見向きもされない可能性さえ
ある。しかし条例が、紙面の隅々まで規制を及ぼしていた
わけではもちろんない。

さて『中外』は、旧幕臣・藩士といった読者層の需要
を当て込み発行を続け、明治三年（一八七〇）を迎えた。
新年が明け、正月最初の号は次の書き出しで始まる。

去冬以来連日晴天にて、今年元旦は天氣殊に暖和、
百官の朝賀も事故無く相済み、千門の松竹葱々とし
て春色をあらはせり。

爰に去年の事を回想するに、箱館の平定、海内の静
謐は言ふまでも無く目出たき例にして、且一ヶ年の
間に学術技芸の進歩最盛なり。吉田橋・鉄橋の落成、
築地伝信機の創立等も亦皆同年に在り皆昭代の盛事
と謂ふべし⁽⁸⁷⁾。

うち続く戦乱の終息後にもたらされた「海内の静謐」
を賀し、戊辰役のただ中にあつて目覚ましく進歩する「學
術技芸」を、太平の世の勢とみた。この後も『中外』が
存続する所したら、「學術技芸」のための論説と報道機能
とを備えたメディアへと変化していくたであろう。ここ
へ政論も加わったかも知れない。しかし柳河の急死によ
つて四一号で廃刊し、官許新聞は一つ残らず姿を消す。『中

外』最後の記事は唐華陽の「議院考一則」であった。

慶応四年の民間新聞は「公議」「言路洞開」を介し、「御大名の建白書」によつて徳川の再生運動を伝えた。明治二年に新聞紙は官許を得、政治を「批評」し、政策アイデアをお上に向け次々に投じてゆく「公議」のためのメディアと化したのである。メディアによる政論の形を公式的に整え、政府に近いところで「政法」を「批評」できるようになつた。ここに、紙上に生じた「公議」の変容と、官許新聞のメディア史的位置がある。

【注】

(1) 初期新聞メディアと「公議」「公論」とのリンクージについてのは拙論「初期新聞における「公議」と言論競争—慶応四年（一八六八）刊『中外新聞』『内外新聞』を軸として—」（『メディア史研究』二七、二〇一〇）を参照のこと。

(2) 春原昭彦『日本新聞通史』四訂版（新泉社、二〇〇三）、二〇頁や『日本初期新聞全集』別巻（ペリカン社、二〇〇〇）所収解題など。なお新聞通史は明治期以来、伊東卓三郎校閲・小池洋二郎選著『日本新聞歴史』（巖々堂、一八八二）、朝倉亀三『本邦新聞史』（雅俗文庫、一九一

一）、若山甲藏『日本新聞史資料』（宮崎県政評論社、一九二八）、小野秀雄『日本新聞発達史』（東京日日新聞社・大坂日日新聞社、一九二二のち五月書房、一九八二）、山本文雄『日本新聞史』（国際出版社、一九四八）、鈴木秀三郎『本邦新聞の起原』（クリオ社、一九五九のち新版、本邦新聞の起原』ペリカン社、一九八七）、西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』（至文堂、一九六六）など多数著されている。

(3) 稲田雅洋『自由民権の文化史—新しい政治文化の誕生—』（筑摩書房、二〇〇〇）、七三頁。

(4) 佐藤卓己『言論統制—情報官・鈴木庫三と教育の国防国家』（中公新書、二〇〇四）、三〇〇頁参照。

(5) 前掲小野『日本新聞発達史』、三九頁。

(6) 同右。

(7) 山口順子「ヴァンリードの新聞『もしほ草』官許をめぐつて—書誌データと史料による考証—」（『メディア史研究』一八、二〇〇五）。

(8) 本稿で使用する新聞史料は前掲『日本初期新聞全集』（全六四巻／補巻一・二／別巻、ペリカン社、一九八六／二〇〇〇）に拠る。引用に際し旧字を新字に、旧仮名遣いを現代仮名遣いに改め、適宜句読点・傍線を補つてある。また原文に附されたルビについては『新聞論破』（湊川灌

餘』を除き原則省略した。

この柳河の取り組みは三で詳述する。

『横浜新報もしほ草』八（慶応四年五月二一日）。

『江湖新聞』一八（慶応四年五月一〇日）、並びに殿木圭

一「新聞記事は正確か」（『言語生活』一三三〇、一九七〇）

参照。

(12) 例えは「持平論」『中外』外編二〇（慶応四年四月）『中

外新聞』外編二〇（慶応四年四月）、『横浜新報もしほ草』

二六（明治元年一〇月九日）など。

(13) 『新聞事略』八（慶応四年閏四月）。

(14) 例えは『遠近新聞』一二五（慶応四年五月）は「上野戦争特集」というべき号であり、官軍が水戸中屋敷の門番を斬殺した記事や、火の見櫓上の見物人に向い発砲した記事等が掲載されている。

(15) 「初期の新聞紙」（吟香談、『国民新聞』明治三六年（一

九〇三）四月三日。山本文雄『日本新聞史』国際出版社、

一九四八、二五〇二六頁所引）。

(16) 「新聞紙実歴」（福地源一郎著、一八九六）『明治文化全

集』第四卷・新聞篇（明治文化研究会編）（日本評論社、

一九二七）、五頁。

(17) 各紙の伝える「虚報」に対抗すべく板行された政府系メディアの『内外新聞』（慶応四年閏四月刊）における「虚

説』是正の方法は、前掲拙論で詳論した。

『中外新聞外編』二二三（慶応四年六月）。

『内外新報』二一（慶応四年閏四月廿四日）。

『新聞論破 湊川濯餘』は慶応四年七月に二巻発行された、新聞というよりも尊王論のパンフレットという

べき冊子で、前掲鈴木『本邦新聞の起原』は「本邦における新聞に対する批判を発表した単行の文献として最初のもの」として紹介した（一五四～一五六頁）。一巻表

紙には「議政官許可」「兵庫縣官許」として官からのお墨付きを頂いたことをアピールしている（が、本当に許可を得たかは不明）。巻尾「慶応四年戊辰五月二十五日」は建武三年（一三三六）の湊川の戦に敗れた楠木正成が、弟の正季と刺し違え自決した日。しかし二巻は「新聞論破」も官からの許可も冠さず、今度は『湊川濯餘』の作者が旧幕府の浪士を論破する形で尊王を説く。作者の藤田積中（一八二九～一八八七）は文政二年（一八二九）に兵庫富屋町に生まれ、漢学を広瀬旭莊のもとで修めた。

明治二年（一八六九）に明治政府に出仕したが、一年（一八七七）に叔父の酒造業を継いだ。のち兵庫商法會議所副会頭、兵庫県公副議長を務め一六年（一八八二）に神戸又新日報の創刊に尽力（藤田の経歴は西松五郎『湊川濯餘』と藤田積中『歴史と神戸』昭和五五年八

月号による)。なお引用の出典は全て一巻から。

(21) 『太政官日誌』については近年、奈倉哲三『太政官日誌』

の発刊意図とその基本的性格—新政府による江戸民衆意識把握に関する基礎的研究の一環として—(『メトロボリタン史学』四、二〇〇八)、同「もう一つの戊辰戦争—江戸民衆の政治意識をめぐる抗争 その1—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一五七、二〇一〇)がある。

『東京市史稿』市街編四九(一九六〇年)、一七七頁。

同、一七九、一八二頁。

(24) 『言論とメディア』(日本近代思想大系11) (松本三之介

・山室信一校注、岩波書店、一九九〇年)、四〇八、四〇九頁。「先達テ不經官許書類刊行被差停候段御沙汰」は、慶応四年閏四月二八日の行政官布告第三五八号。

(25) 前掲「新聞紙実歴」、五〇六頁・前掲『東京市史稿』市街編四九、一八五頁。

前掲『東京市史稿』市街編四九、一七七頁。

同、一八四頁。

(28) 尾佐竹猛『新聞雑誌の創始者柳河春三』(高山書院、一九四〇)、三頁・附録四頁。官准の『中外新聞』発行時は学校出仕中小学校御用掛。

『中外新聞』一(明治二年三月七日)。

同様に『出版条例』(『中外』一四、明治二年五月一日

掲載)は「教法を説き、罪を誣告し、政務の機密を洩し、或は誹謗し及び淫蕩を導く事を記載する者輕重に隨て罪を科す」とする。同条例では、「大図を縮小し小図を拓大にし或は日本に評注を加ふる等の如き臨時に議して本人に害なき者」が許可される。慶応四年に問題となつていた編集手法の解消が狙われている。

(31) 条例については前掲稻田二〇〇〇、ならびに有山輝雄『中立』新聞の形成(世界思想社、二〇〇八)の検討がある。

(32) 日本における新聞投書の起原については影山三郎『読者の言論 歴史と展望』(増補版・新聞投書論) (現代ジャーナリズム出版会、一九七六)、中島善範『新聞投書論 草創期の新聞と読者』(晚聲社、一九九一)がある。

(33) 「三月十三日御布告〔行政官〕」『中外』四(明治二年三月二二日)。

(34) 慶応三年一二月九日の「王政復古の大号令」(『復古記』原史料) 東京大学史料編纂所蔵、XII-16-48)。

(35) すでに明治二年二月八日に「世上新聞紙出版御許相成候間、学校ニ於テ都テ取締可致候事」という学校への移管沙汰が出された(学校への沙汰第一三五号)。前掲『言論とメディア』、四〇六頁)。移管元は太政官日誌司と思われる。参照、『京都町触集成』一三(京都町触研究会編、

(37) (36)
一九八七)、二二〇頁。

『中外』四 (明治二年三月二二日)。

新聞紙を開成学校の監督下に置くことを発案したのは細川潤次郎 (土佐藩出身、開成学校権判事) であつたときである。細川は海外のケースを参照して新聞紙条例を出し、発刊を許可制にすることを唱えた。こうした経緯から、新聞紙印行条例および出版条例の起草は細川があつたたといふ (『細川十州翁略伝』『十州全集』細川一之助発行、一九二七、附録五頁)。更に細川は、出版条例を設け開成学校による出版物の検閲制度を運用しないよう主張した (同頁)。細川の案は実現に至つたものとみられ、すでに明治元年六月二〇日に布告されていた開成学校による検閲制度 (行政布告第五〇〇号) は、明治二年一月二七日に出された官許出版手続の布告によつて消滅した (行政官布第八一号。前掲『言論とメディア』、四〇六・四二五頁参照)。

『中外』二 (明治二年三月二二日)。

『六合新聞』一号序言 (明治二年三月二〇日)。

『明治新聞』五 (明治二年四月二十五日)。

『天理可樂怖』一 (明治二年四月五日)。

「横浜東京の間に蒸気車の道並テレグラフできるならば、忽ち繁昌の地となるべし」 (『横浜新報もしほ草』三三、

明治二年二月一九日) とあり、テレグラフ設置後の発展が期待された。前掲『天理可樂怖』(てれがらふ) は印刷物を電信であるかの如く模している。

『中外新聞』外篇六 (慶應四年閏四月)。

『中外』一二 (明治二年五月二日)。

『中外』二〇 (明治二年六月一五日)。

前掲『中外』四には、「仏蘭西人五人脱走方に交り居て之を指揮し調練を教へ、語学をも教ふる由なり、其兵隊三分の一は仏蘭西の衣服其他は日本の衣服を着用いたし候、都て脱走兵は外国人を敬重いたし」との動向が伝えられている。また同九 (明治二年四月一六日) では、「旧幕府にて雇ひに相成たる仏蘭西陸軍教師の内一人願の通り分暇を遣す旨仏国政府より命令ありし由。右は陸軍教師の内ブリュネといふ者去辰脱走軍船に乘込み北地へ往きし由なれば多分同人の事」とある。

前掲『中外』二〇。

『明治新聞』六号 (第五号) と表記) は「会津藩少年にして自殺せし人の姓名ハ既に第六号〔ママ〕に出せり、其後又其事實の委しきを得る故又此に再記するなり」として白虎隊隊士の姓名を掲載した。同新聞は戦争記事が多くを占めており、あとに述べる郡県論の記事は目立たない。榎本武揚・大鳥圭介らの降伏とともに終刊したため、

(46) (45) (44) (43)

『中外』二〇 (明治二年六月一五日)。

戦況報道が目的の新聞であつたと思われる。また『内外新報』一三（明治二年五月二九日）は箱館戦争の捕虜姓名を載せている。

（49）箱石大は近年、戊辰戦争期に各種の新聞に掲載された戦況報告を「戦状届書」と規定し、その分析を中心新たに戊辰内乱像の提示を試みている。次の成果がある。箱石『戊辰戦争と江戸の終焉―情報・宣伝戦としての戊辰戦争』『幕末ニッポン』（角川春樹事務所、二〇〇七）、

同『戊辰戦争史料論―戦状届書に関する考察を中心として―』（明治維新史学会編『明治維新史研究』9明治維新と史料学』吉川弘文館、二〇一〇）、同『戊辰戦争下における通信・交通路の治安状況―奥州道中杉戸宿で起きた黒羽藩士殺害事件―』（佐藤孝之編『古文書の語る地方史』吉川弘文館、二〇一〇）。

『遠近新聞』八（明治二年五月二八日）。

（50）『棚倉藩の檄文』『中外』五（明治二年三月二六日）。

（51）（52）『紀州侯〔徳川茂承〕上書の写』『中外』一六（明治二年五月一九日）。

（53）『郡県論』（水谷忱）『中外』一九（明治二年六月五日）。

官許のメディアの郡県論のうちに捉えられる諸侯の動向は、松尾正人『廢藩置県の研究』（吉川弘文館、二〇〇一）の析出した版籍奉還・廢藩の牽引主体としての藩主

像に適合する。

（54）前掲「紀州侯上書の写」。

（55）（54）近世・近代日本における郡県制論をめぐる先学として、

浅井清『明治維新と郡県思想』（巖南堂、一九三九）、高橋章則「上古封建」論と国学―近世史学思想史の一断面―』（『日本思想史研究』（東北大學）一六、一九八四）

を挙げておく。また近年の共同研究成果として張翔・園田英弘編『封建』「郡県」再考―東アジア社会体制論の

深層―（思文閣出版、二〇〇六）がある。同書所収の論考で本稿に関わるものとして水林彪「歴史学的概念としての『郡県制』と『封建制』―『封建』「郡県」概念の普遍化の試み―」、張翔「天下公共」と封建郡県論―

東アジア思想の連鎖における伝統中国と近世日本―、園田英弘「森有礼の『封建』・『郡県』論―制度論的思考の展開―」、松田宏一郎「近代日本における『封建』・『自治』・『公共心』のイデオロギー的結合―覚書」を挙げておく。特に園田論文は、公議所における「封建」「郡県」の議論を対象に、社会科学的には区別されるべき「封建」「郡県」とを近代日本においては混乱の相のもとに解され、「郡県的封建」「封建的郡県」という可能性への理論的深まりを見せないことを明らかにした。ただ以上の諸先学では、メディアとして報じられた郡県論とその政治

的効果については取りあげられていない。

月一九日)。

(56)『明治新聞』二〇(明治二年八月二三二日)。

(65)前掲「郡県議」(松尾龍蔵・島津帶刀)。

(57)『中外』六(明治二年三月三〇日)。

(66)『遠近新聞』四(明治二年四月一日)の「仏蘭西郡県の説」はナポレオン一世下の制度変革によって成立したフランス郡県制について、その軍事上の便を説いている。

(58)「郡県議」(松尾龍蔵・島津帶刀)『日本史講座7近世の解体』(東京大学出版会、二二〇〇五)。

(67)すでに津田は慶応四年の新聞に歎願書を掲載していた(「徳川監察津田の真道歎願書」『中外』一七、慶応四年四月二五日)。ルビのない『中外』の読者層は、慶応四年の『中外新聞』時代から継続して旧幕臣層であつたと推測できる。

(60)「郡県論之三」(細川潤次郎)『中外』一七(明治二年五月二八日)。

(68)「三月十四日新潟より申来れる北地新聞」前掲(『中外』六)など。また『内外新報』は、版籍奉還記事とともに三〇七号(明治二年四月七〇一六日)で諸藩の制度・家政機構の改革を伝えていたが、この記事傾向は同紙の郡県論的立場を示すものともいえる。

(61)王土王民論は「穢多非人」を包摂した「人倫」に展開する。「王土の民は生れながら穢多非人の類は何程金銀沢山に所持仕候ても、諸人の交も出来兼、人倫の外の様に相成居候、是等は何等の家筋にて何故に別人に相成居候哉、同じ世界に生れ同じ日月の下に住居致ながら、右身体分垣外に相成居候事; 皇国六十余州の穢多非人の名号を御廃し新に革屋組、革屋職等と相唱替へ百姓町人同様の御取扱にて縁組等も勝手次第に御差免し相成候はゞ世間広く附合も出来可申:」(「松本藩内山撫助建白書の写」『中外』二〇、明治二年六月一五日)。

前掲「郡県論之三」(細川潤次郎)。

(64)(63)(62)「郡県論之二」(細川潤次郎)『中外』一六(明治二年五月二八日)。

(69)「触輦死言」『明治新聞』四(明治二年四月)。ただし後号に「巨魁ノ者」の姓名は確認できない。また弘前市立図書館蔵・下沢文庫「建言集成 卷第七」に同一の建白書を収載(『明治建白書集成』(色川・我部編)一、筑摩書房、一九八六年参考)。

(70)明治二年の段階だけに他紙でも前政権との対比が多用されたことは新政府がやきもきしてては権柄が徳川に復

すだらうことを示唆する。『天理可樂怖』二（明治二年

四月一九日）掲載の「謹上明府公閣下」には、長崎のイ

ギリス人殺害一件の処置をめぐり「御国内人心怨憤離散朝廷詰て旧幕より悪しきと可申実に恐多き御事」とある。

東京都公文書館蔵「順立帳十八」（明治二年）。参考、前

掲山口二〇〇五。

「建白書の写」（三輪田綱一郎・伊藤龍馬・桧垣孝一郎）

『中外』二一（明治二年六月一九日）。

同右。

この一揆の風聞書は『明治新聞』六（明治二年五月四日）

にみえる。

『中外』二三（明治二年七月九日）はフランスの国情を

引き、「民情」が「国帝の一言にて平定されたことを伝

えている。

ここには開成所時代、横浜居留地の英字新聞を翻訳した

経験が反映されている（『中外新聞』九、慶應四年三月

二八日）。

「佐倉藩徒刑の事」『中外』二六（明治二年七月二九日）。

「議院考一則」（唐華陽）『中外』四一（明治三年二月一

二日）。かつて神田が『中外新聞』一二（慶應四年四月

一〇日）に載せた「日本國當今急務五ヶ条の事」から発

展し来つた、広く「日本國中の説」を調達する方策だろ

う。

『都鄙新聞』一（明治二年四月）。

先記の出版条例には「図書を出版する者は官より之を保護して専責の判を収めしむ」とある。

『中外新聞』解題（前掲『日本初期新聞全集』別巻）。

『博問新報』一号序言（明治二年三月一七日）。

「榎本釜次郎、大鳥圭介等格別の寛典を以て死一等を宥

められ永禁錮となり、脱走の兵卒は追々各藩へ御返しに

相成り候由」（『中外』二八、明治二年八月一六日）。

『中外新聞』や『内外新報』といった旧幕臣系の官許紙には静岡藩、つまり旧徳川体制の記事が数多く掲載され

ていた。箱館戦況と相俟つて伝えられる「遺臣」の動向が読めるのは、『中外』等の旧幕臣系の官許紙だけであつたと思われる（ただし徳川氏それ自体の動静記事はほ

とんど見出せない）。

山本文雄は、官許新聞の前身である慶應四年の新聞は旧幕府支持一色では必ずしもなく、旧秩序を克服しようとする傾向を捉えた。「尊王派新聞への地盤へ喰入つた佐幕派新聞の論調は、すでに支配的権力を喪失した幕府を支持する世論を作るというよりも、さらに一步前進して、自由な政治的評論を発表するまでに至つた。例えば神田孝平の「一致論」（『中外新聞』第十二号）、平井元二郎

(86) の富国強兵論（同第十六号）、「もしは草」第二二編の版籍奉還論など紛乱期に乘じて旧秩序への不満をも吐露した」と評した上で、これらを「新政治の根底に横たわる封建的性質を打破する運動」と指摘する（山本『日本新聞史』国際出版株式会社、一九四八、一七頁）。

柳河は明治二年一〇月に免官され、翌一一月に大学校出仕に復し、翻訳督務として『訳箋』編纂に従事した（尾佐竹前掲書、九二・九五頁・附録八頁）。尾佐竹猛は次のように記すが、慶応四年年六月に行われた民間新聞に対する市政裁判所の取締と、二年一〇月の柳河免官との混同が見受けられる（九二頁）。

然るに如何なる事由ありてか春三は、明治二年の十一月に突然免官となつた。これは長官たる別当（松平）

春嶽始め一同寝耳に水で驚いた。始めは位記返上までの予定であつたらしいのを春嶽等の尽力で免官のみに喰ひ止め位記はその併となつたのであるらしい。

どうも免官の理由はハッキリしないが元來幕臣で新聞を発行したものは兎角、その筋の睨むところなり、また記事も不知不識の間に、旧幕員に傾くので問題を生じ易く、明治元年に福地源一郎が江湖新聞の記事で奇縁に遭つたとき、福地の友人条野伝平（山々亭有

人）が春三の処へ飛んで来て助ける工夫はあるまいかと相談したが、春三は自分も危ういとて之を助けるどころでなかつたこと也有つたので、現にこの頃「慶応四年夏頃力」の記事に付て中弁中島錫胤より疑われたこともある。

(87) 官許後に発児された『中外』の「旧幕員」は行論で明らかにした通りだが、明治政府は記事内容に対して許容範囲を設けつつも、柳河その他の旧幕臣出身の編集人たちとは、ある緊張関係のもとに置かれていたのかも知れない。新聞編集と政府との間にみられる関係については、残された課題とする。

『中外』三九（明治二年正月一二日）。

【付記】

本稿は、文部科学省科学研究費補助金・基盤研究（C）「太政官日誌」を対象にした史料学の構築と戊辰戦争期の社会文化論に関する学際的研究（藤實久美子研究代表）の交付を受けている。